

次世代 IT 労務月報



発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室
電話：090-2944-6028 FAX：058-234-0331
e-mail：inoue@next21it-sr.com H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆ 昨年のお礼と新年のご挨拶
- ◆ 労務 Q&A (傷病手当金について) 4 項目



● 昨年のお礼と新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は関係者の御紹介により会員数が増え、6 月から新事務所に移転することができました。その際には、多くの方々から移転祝いを頂き深く感謝申し上げます。近年は「原材料」、「エネルギー」、「人件費」等のあらゆるコストが急激に上昇しているため、資金繰りが大変な企業が多く見受けられております。日本銀行の「経済・物価情勢の展望」によると 2025 年以降も物価上昇率が前年比と比べ 2% の見込みで中長期的な上昇が予想されます。今後は工賃等の価格転嫁、人材の採用・教育、アイデア出しや企画・戦略策定が益々重要になってきます。



私共社労士としても、日々の労務管理サポートとして企業の繁忙スタイルに対応した変形労働カレンダーの作成 (時間変動、グループ制等) や雇用・設備投資に関する助成金、外国人雇用に対応した就業規則等の提案に力を入れております。

オリジナルのプラス α のサービスにより、少しでも企業の発展に寄与出来るように全力で取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

<p>【業務改善助成金】 ※国の予算の兼ね合いで交付決定までに時間がかかっております。</p> <p>実績：ご依頼件数：13 件 (審査中)</p> <p>概要：生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成するもの</p>
<p>【65 歳超雇用推進助成金 (65 歳超継続雇用促進コース)】</p> <p>実績：ご依頼件数：4 件 (手続き準備中)</p> <p>概要：労働協約又は就業規則等による定年の引上げ、定年の廃止等の措置を実施した事業主に対して助成を行うもの</p>
<p>【65 歳超雇用推進助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)】</p> <p>実績：ご依頼件数：3 件 (手続き準備中)</p> <p>概要：高年齢者の雇用の促進を図るため、50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成を行うもの</p>
<p>【キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)】</p> <p>有期雇用労働者の基本給の賃金規定等を 3% 以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成を行うもの (今年から積極的に対応いたします)</p>

● 労務 Q&A (傷病手当金について) ※協会けんぽHP一部抜粋

Q 従業員が、病気やケガで仕事を休んでいます。健康保険から給付がありますか？

A 以下の要件を全て満たすときは、「**傷病手当金**」を受けることができます。
被保険者のみが対象になります。

- ① 業務外の病気やケガで療養中であること。
- ② 療養のための**労務不能**であること（労務不能とは、被保険者が今まで従事している業務ができない状態のことで、労務不能であるか否かは、**医師の意見及び被保険者の業務内容やその他の諸条件を考慮**して判断します）。
- ③ 4日以上仕事を休んでいること（療養のために仕事を休み始めた日から連続した3日間（待期期間）を除いて、**4日目から支給対象**になります）。
- ④ 給与の支払いがないこと（但し、給与が一部だけ支給されている場合は、傷病手当金から給与支給分を減額して支給されます）。



Q 傷病手当金はいつまで受けられますか？支給額も教えてください。

A 同一の傷病について、支給を開始した日から**通算して1年6ヶ月**です（令和2年7月1日以前は旧法適用）。申請のタイミングは1カ月単位で給与の締切日ごとに申請することをお勧めします。

【支給額】**1日当りの金額（※1）÷30日×3分の2**

（※1 支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額）

上記の12カ月に満たない場合は、次のいずれか低い額から30日をかけて3分の2で割ります。

ア 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

イ 前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均額

Q 会社を退職することになりましたが傷病手当金は受けられますか？

A 次の2点を満たしている場合に引続き傷病手当金を受けることができます。

- ① 被保険者の資格喪失をした日の前日（退職日）までに**継続して1年以上の被保険者期間**（健康保険任意継続の被保険者を除く）があること。
- ② 資格喪失時に傷病手当金を受けているか、または受ける条件を満たしていること（退職日の前日までに療養のために継続して**3日以上休業**し、**退職日**も療養のために仕事に就けずに休業していること）。

Q 退職後の傷病手当金と雇用保険の基本手当は同時に受けられますか？

A 傷病手当金は労務不能、雇用保険の基本手当は労務可能前提であるため、退職後の**傷病手当金と雇用保険の基本手当を同時に受給することはできません**。仕事ができるようになったときに基本手当が受給できるよう、ハローワークで**雇用保険受給期間延長の手続き**をしておきましょう。

